

# 杜預の諒闇制と皇位繼承問題

渡邊義浩

## はじめに

張聰咸の『左傳杜注辨證』の自序には、「竊かに以爲へらく、杜解の義に乖く者 大端四有り。長歴は歷に非ざるなり。……喪を論じては短喪なり。……軍制を釋しては則ち車法と徒法と分かたず。田賦を釋しては則ち丘賦と甸賦と辨ずる莫し」と言う。短喪は、杜預の春秋解釋の特徴の一つ、しかし清朝考證學者にとっては、義に乖く批判すべき特徴であった。ここにいう短喪とは、諒闇心喪の制のことである。藤川正數によれば、諒闇とは、謹慎の意である。天子や諸侯が本來服すべき三年の喪をすべて衰麻するのではなく、卒哭すれば服を釋き、その後の期間は諒闇により制を終える。この釋服諒闇の期間を心喪といふ。約言すれば、天子や諸侯が服喪中も政務が取れるよう、實際の服喪を既葬までとする經説である。張聰咸が「短喪」と謗る諒闇心喪の制は、西晉の杜預が始めて確立した。本稿は、杜預が諒闇心喪の制を經説として打ち立てた政治的な背景、および西晉における皇位繼承問題と杜預との關わりを追究するものである。

## 一、漢の權制と司馬炎の過禮

喪服とは、もともとは喪中に着る麻製の衣服を指す言葉であるが、廣くは衣食住にわたる一般的な謹慎生活の等級を指す。それは、死者との親近關係により、斬衰・齊衰・大功・小功・缌麻の五等級に分けられ、これを五服という（『儀禮』喪服）。喪服の中では、皇帝の崩御に對する禮が最も重い。子である皇太子はもとより、すべての官僚が斬衰三年に服することが禮であった。後漢では、經學上、三年喪は二十五カ月と定められていた（『白虎通』喪服）。とは言つても、二十五カ月間も喪に服することは、政務の停滯を招くことになる。こうした状況において、三年喪を短縮する論據を提供していたものが、漢では理想的な君主とされていた文帝の遺詔である。『漢書』卷四 文帝紀に、

其れ天下の吏民に令す。令 到らば出でて臨すること三日、皆 服を釋げ。……殿中の當に臨すべき者は、皆 旦夕を以て各々十五たび音を擧げ、禮畢はらば罷めよ。旦夕の臨する時に非ざれば、禁じて擅に哭するを得る無からしめよ。以下、大紅を服すること十五日、小紅を十四日、纖を七日にて、服を釋げ。

とある。文帝は本來、斬衰三年（二十五カ月間）服すべき喪を、大紅（大功）の服を十五日間、小紅（小功）の服を十四日間、纖服を七日間の計三十六日間だけ服すればよい、と遺詔をし、一般の人びとに至っては、三日で喪服を脱げと命じている。漢では、この文帝の遺詔を典據として、經學上の二十五カ月の喪服と現實社會での生活とをうまくすり合わせていた。すなわち、文帝の恩愛の心によつて、斬衰三年という形を現實に合わせていたのである。<sup>(4)</sup>

事實上、後漢を滅ぼした曹操は、建安二十五（二二〇）年、遺令して葬が終われば除服するように命じた（『三國志』卷一 武帝紀）。また、西晉の基礎を築いた司馬懿・司馬師の喪においても、漢の權制に従い、既葬して除服している

(『晉書』卷二十 禮志 中)。『晉書』卷六十 李含傳に引く傅咸の上奏に、<sup>(五)</sup>

國制は既葬して除し、既除して祔す。爰れ漢魏より聖晉に迄ぶ。

とあるように、漢の權制、すなわち假の制度として始まつた既葬除服は、漢魏より西晉に至る「國制」と認識されるに至つていたのである。

これに對して、西晉の武帝司馬炎は、實質的な三年喪を實行すべきだと主張した。曹魏の咸熙二(二六五)年八月、父の司馬昭が薨去すると九月に葬儀を行い、十二月に卽位して西晉を建國しても、武帝は父の服喪を續けることを宣言したのである。武帝は至孝の皇帝であった。魯迅は、前王朝に「忠」ではなかつたため、「孝」を尊重せざるを得なかつたのだ、とこれを批判するが、司馬光は「不世の賢君」と武帝が三年喪を守ろうとしたことを高く評價する。<sup>(六)</sup>

結局、武帝は、漢魏の權制に従つて既葬除服はしたが、その後もなお「深衣素冠して、席を降し膳を撤し、哀敬すること喪者如」き状態で三年を終えた(『晉書』卷三 武帝紀)。さらに、泰始四(二六八)年三月、皇太后的王氏が崩御した際にも、漢魏の權制に従うべきか否かで議論が行われ、武帝は「涕を流すこと久」しくしてようやく既葬除服を許したという(『晉書』卷二十 禮志 中)。しかし、安田二郎の考證によれば、それから三年、武帝は子をつくらず、父の喪とあわせて六年もの間、服喪を心としては續けたのである。<sup>(七)</sup>漢魏の故事から考えれば、これは過禮といつてよい。

かつて、父の司馬昭は自らの皇帝殺害の正當性を「孝」に求めた。父司馬昭による「孝」の濫用は、子の武帝を過禮へと追い詰めたのである。

西晉王朝の正統化のため、武帝は漢魏の權制ではなく、あくまでも先王の舊制である三年喪に従いたかった。しかし、即位直後の、しかも孫吳が未だ敵對する状況の中で、三年喪を實行することは現實的には不可能である。ゆえに、仕方がなく既葬除服をしたのであるが、これでは「孝」によって天下を治める、という西晉の正統性が搖らぎかねない。杜

預は、こうした政治状況を背景としながら、先王の制を恣意的に解釋することにより、武帝の要望に應え、西晉の正統化に盡力していくのである。

杜預が打倒すべき論説は二つあった。

第一は、漢魏の權制を繼承して既葬除服すべき、とする考え方である。この説は、結果としては杜預の説く諒闇心喪の制と同じになるのであるが、漢魏の權の制度を典據とすることは、西晉王朝の正統化のためには相應しくない。『通典』卷八十『凶禮一』に、

(漢の)文帝其の久しく行ふ可からざるを見るも、古典を知らず、更に意を以て祥禱を制す。

とあるように、杜預は文帝に始まる漢魏の權制を古典に基づかない假の制度であるとして厳しい批判を加え、古典、すなわち儒教の經典に示された制度に従うべきであるとして、これを打倒したのである。

第二は、天子・諸侯は父のために實質的な三年喪に服すべき、という古制の、漢儒以來の通説的な解釋を打破しなければならない。ここで杜預は切り札の『春秋左氏傳』を用いる。注(二)所掲藤川論文によれば、『通典』卷八十『凶禮二』に殘る博士の段暢に主張させた杜預の諒闇心喪の制の經學上の根據は次の五點である。

- ①『尚書』の無逸に「高宗亮陰三年不言」とある「亮陰」とは「默」であり、天子は齊斬の喪に遭えば、苴杖絰帶など禮制の通りにするが、葬が終われば除服し、信默して以て三年を終える。
- ②『春秋左氏傳』僖公九年に「在喪、王曰小童、公侯曰子」とあるが、これは未だ葬らない間のことであり、すでに葬ればこういう呼稱はなくなる。これは除服の證據である。
- ③『春秋左氏傳』文公九年の「不書王命、未葬也」は、すでに葬れば「王使」と稱するので、したがつて除服の證據を暗示する。

④ 『春秋左氏傳』莊公十八年に「虢公・晉侯朝王。王饗醴。命之宥。皆賜玉五縠、馬三匹。非禮也。王命諸侯、各位不同、禮亦異數。不以禮假人」とある。この享禮は、僖王が崩じてから未だ再周ならずして行われたものであるが、享したことを問題にしたのではなく、公侯を同禮にした點を譏ったのである。これ即ち既葬除服した證據である。

⑤ 『春秋左氏傳』僖公九年に「夏、王使宰孔賜齊侯胙。曰、天子有事於文武」とある。惠王の崩じたのは僖公七月の閏月であるから、九年の夏までは再周に五カ月足りないが、それでも文武の廟に祭祀を行っている。王者が卒哭すれば除喪卽位して廟を祭ることは明らかである。

以上、諒闇心喪の制の論據として掲げる五例中四例までが『春秋左氏傳』であることは、「左傳癖」と自ら稱する杜預の學問傾向の特徴を示す。

また、段暢は觸れていないが、⑥『春秋左氏傳』昭公傳十五年には、  
秋八月戊寅、王の穆后崩す。……（十一月）既に葬りて喪を除し、以て文伯と宴す。……（叔向曰く）、「禮に非ざるなり。……三年の喪、貴と雖も服を遂ぐるは、禮なり」と。

とある。叔向が謗った理由について、杜預は『春秋左氏經傳集解』卷二十三に、

天子・諸侯喪を除するは、當に卒哭に在るべし。今王は既に葬りて除す。故に其の遂げざるを譏るなり。  
と注を附している。すなわち杜預は、王は既に葬儀を終えているので除服しており、そののち王が諒闇心喪を遂行しないので、叔向は非禮とした、と解釋しているのである。

こうした杜預の解釋は、漢儒とは異なる。例えば、①の「亮陰」を鄭玄は「凶盧」と解釋している。③も後漢の官學である『春秋公羊傳』文公九年では、三年の喪を終えて初めて王と稱する、と理解しており、既葬後は王使と稱すると

いう段暢——杜預の主張と大きく異なる。②の「在喪」は、『春秋左氏經傳集解』の「喪に在るは、未だ葬むらざるなり」という杜預の左傳解釋により議論が組み立てられており、④・⑤も杜預獨白の解釋である。

このように杜預は、自家樂籠中の『春秋左氏傳』を驅使することにより、事實として西晉の武帝が成し遂げた心喪三年を、諒闇心喪の制として經學に組み込んだ。これにより、武帝の過禮は、漢魏の權制を打ち破り、「孝」によって天下を治める西晉の正統性を經學により保證するものとなつたのである。

## 二、皇弟司馬攸と羊祜

杜預が諒闇心喪の制を公の場で主張したのは、泰始十（二七四）年八月、元皇后が崩御し、皇太子が喪に服すべき時であった。なぜこの年であるのか。結論的に言えば、杜預は當時太子太傅に就いていた齊王の司馬攸が皇太子の三年喪により、政治的發言力を失うことを嫌つて、皇太子への諒闇心喪の制の適用を力説したと思われる。

議論の内容から検討しよう。『晉書』卷二十 禮志 中によれば、元皇后の崩御に際して、博士の張靖らは、漢の權制に従つて皇太子は三十六日間だけ喪に服すればよいとした。これに對して、博士の陳達は、漢の文帝の權制は天子が國事に支障を來さないための便法であり、皇太子には國事があるわけではないから、二十五カ月間の三年喪を行うべきである、と主張したのである。すでに、後漢では大臣奪服の制が定められており、公卿・二千石・刺史は三年喪を行うことができなかつた。<sup>（五）</sup>これは、國事を優先させるためである。皇太子に定まった國事がないのであれば、孝子の情を遂げさせるとともに、天下を風化するために、皇太子は三年喪に服すべきである、という陳達の主張は、それなりの正當性を有していた。

杜預は、尚書僕射の盧欽・尚書の魏舒とともに、張靖と陳達の兩説を批判する。『晉書』卷二十 禮志 中に、

……周公旦に至り、乃ち「殷の高宗 諒闇して三年 言はず」と稱す。其の傳に曰く、「諒は信なり、闇は默なり」と。……周の景王 后・世子の喪有り。既に葬むりて喪を除して樂す。晉の叔嚮 之を譏りて曰く、「三年の喪、貴と雖も服を遂ぐるは、禮なり。王 雖た遂げざるに、宴樂すること已に早く、亦た禮に非ざるなり」と。此れ皆天子の喪事の古文に見ゆる者なり。高宗を稱して服喪三年と云はずして、諒闇三年と云ふは、此れ釋服心喪の文なり。景王を譏るは其の喪を除くを譏らばして、其の宴樂 已に早きを譏る。既葬すれば應に除すべく、而して諒闇の節に違ふは明らかなり。……況んや皇太子は至尊に配貳し、國と體を爲す。固より宜しく遠くは古禮に遵ひ、近くは時制を同じし、屈除して以て諸下を寬せしめ、一代の成典に協ふべし。……臣ら以爲へらく、皇太子は宜しく前奏の如く、服を除して諒闇の制とすべし、と。

とある。前半は一で検討した①と⑥を掲げて、諒闇心喪の制が周公旦により明らかにされた制度であることを主張する。張靖が説くような漢の權制としての三十六日喪ではなく、周公旦以來の古制である諒闇心喪の制を行うべきなのである。後半は皇太子の國家における重要性を述べて、國事に關わらない皇太子は三年喪に服すべきであるとする陳達の説を批判する。皇太子は既葬ののち諒闇心喪の制に三年間に服し、心喪しながらも政務を行うべきことを主張しているのである。

續いて議論の政治的背景を検討しよう。先に述べたように、皇太子にも諒闇心喪の制が適用できるように杜預が盡力したのは、太子太傅となっていた武帝の弟である司馬攸のためであつたと考えられる。皇太子が實質的な三年喪に服せば、泰始十（二七四）年四月より太子太傅に就いていた司馬攸は、政治的な發言の機會を奪われてしまう。杜預は、それを防がなければならなかつたのである。議論の直接の対象となつてゐる皇太子の司馬衷は當時十六歳であつたが、不

慧のため國事を擔當する能力はなく、杜預の上奏の動機を皇太子その人の動向に求める必要はない。しかし、大きく考えると、司馬衷の不慧問題こそが、この議論の政治的背景を形成する最大の要因となつてゐるのである。

西晉を建國した武帝の最大の苦衷は、皇太子衷が後繼者として相應しい能力を持つていなかつたことにある。加えて、武帝には司馬攸という賢弟があり、祖父の司馬懿に目をかけられ、男子のいなかつた司馬師の養子とされていた。父の司馬昭には、兄の司馬師の霸權を繼承したという負い目があり、自分の後は兄の後嗣である司馬攸に譲るというのが、かねてからの司馬昭の考え方であつたという（『晉書』卷三 武帝紀）。しかしながら、結局は何曾・裴秀・山濤・賈充らの反対と説得により、司馬昭は翻意して、武帝が太子に指名され、西晉を建國し得た。<sup>(八)</sup>しかし、武帝の後繼者である皇太子衷の不慧が知れ渡つてくると、弟の司馬攸を後繼者に望む聲が高まつてきたのである。

その中心が羊祜であった。羊祜の姉は司馬師の妃である弘訓太后であり、羊祜は師の養子となつた司馬攸の舅にあたる。小池直子によれば、泰始三（二六七）年の司馬衷の立太子から始まる衷と攸の後繼をめぐる兩派の對立は、泰始四（二六八）年に炎と攸の母である王太后が崩御することにより激化し、泰始五（二六九）年には羊祜を都督・荊州諸軍事として出鎮させるに至る。皇太子衷の後繼を強く望む武帝は、泰始六（二七〇）年には、驃騎將軍という良き帝弟を象徴する官を司馬攸より剥奪し、泰始七（二七一）年には、娘の賈荃を攸に嫁がせた賈充を關中に出鎮させようとする。<sup>(九)</sup>賈充は、皇太子の衷に娘の賈南風を嫁がせることで出鎮を免れたが、司馬攸と司馬衷の雙方に娘を嫁がせることにより、司馬攸からは相對的に引き離された。

これに對して、羊祜は出鎮先の荊州で人心を得、八百餘頃を開墾し、赴任當時は百日分の食糧さえ無かつた襄陽に、十年分の備蓄を積み上げた。孫吳の名將である陸抗と對峙しながらも互いに尊重しあい、陸抗は羊祜を樂毅と諸葛亮に比して評價したという（『晉書』卷三十四 羊祜傳）。こうして羊祜は、荊州を據點に孫吳を討伐する準備を着々と進め

た。泰始十（二七四）年には、好敵手の陸抗が病死し、羊祜子飼いの益州刺史の王濬は長江を攻め下る水軍を完成させた。孫吳を平定する準備は整った、と言つてよい。咸寧四（二七八）年、羊祜は病をおして入朝し、武帝に討吳を説いたが、病が悪化してやがて薨去した。死を悟った羊祜が、自分の後任として推舉した者、それが杜預であった。

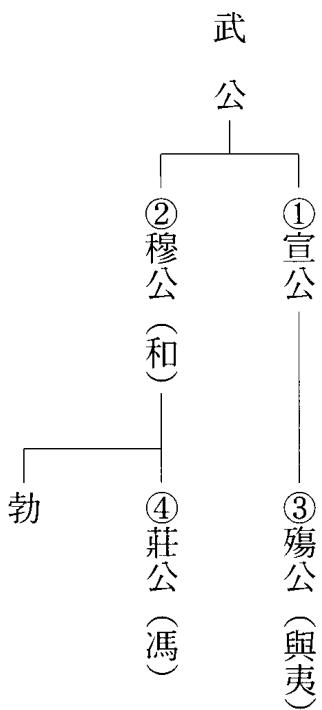
杜預が泰始十（二七四）年に、皇太子衷が三年喪に服することにより、太子太傅の司馬攸が政治的發言力を失うことを避けるため、諒闇心喪の制を主張していたころ、孫吳討伐の準備は整っていた。準備をした者は、司馬攸の舅であり、やがて自分の後任に杜預を抜擢する羊祜である。司馬攸が政治的發言力を失うことを、杜預は何としても阻止しなければならなかつたのである。

### 三、兄弟相續と討吳問題

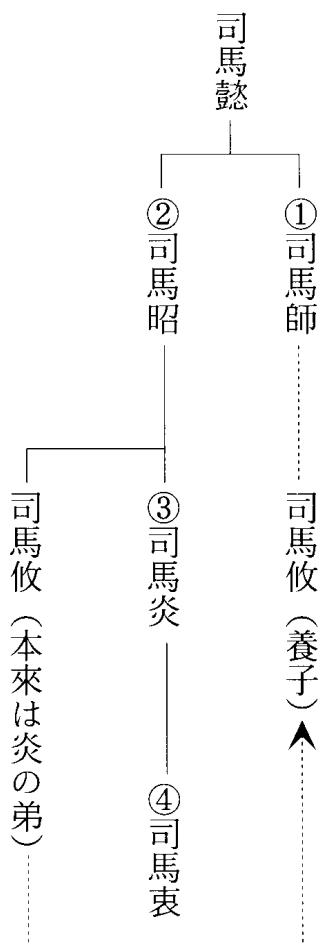
羊祜、そして杜預は、弟である司馬攸が、兄の武帝の帝位を繼承することを望んでいた。ゆえに杜預は、天子の弟が皇太弟となるための論理を用意していた。

『史記』卷三十八 宋微子世家によれば、春秋時代の宋の①宣公は、太子の③與夷があつたにも拘らず、弟の②和に位を譲つた。これが②穆公である。②穆公は自分の子である④馮がありながら、③與夷に位を譲つた。これが③殤公である。のち華督は③殤公を殺害して、④馮を立てた。これが④莊公である。錯綜するので、「圖一 宋室系圖」を掲げ、行論と關わる範圍で司馬氏の系圖も「圖二 司馬氏系圖」として掲げておく。

圖一 宋室系圖



圖一 司馬氏系圖



漢の正統儒教であった春秋公羊學は、父子相續を尊重する立場から、春秋時代の宋で行われた兄弟相續を否定する。『春秋公羊傳』隱公三年に、

莊公の馮 與夷を弑す。故に君子は正に居るを大ぶ。宋の禍は、宣公 之を爲るなり。

とあるように、『春秋公羊傳』は、宣公が兄弟相續を始めたため、宋國の禍が起こつたと解釋するのである。

これに對して、魏晉の官學となつた春秋左氏學は、兄弟相續を肯定する。『春秋左氏傳』隱公傳三年に、

八月庚辰、宋の穆公卒し、殤公位に卽く。君子曰く、「宋の宣公は人を知ると謂ふ可し。穆公を立てて、其の子之を饗ぐるは、命義を以てすればなるかな。商頌に曰く、『殷の命を受くるは咸宜なり。百祿を是れ荷ふ』とは、其れ是の謂か」と。

とある。『春秋左氏傳』は、わが子よりも賢い弟に君主の地位を譲つた宣公を人を知るものと高く評價し、兄弟相續を肯定しているのである。すなわち、『春秋左氏傳』を官學としている西晉において、司馬攸が帝位を繼承することは、儒教により正當化し得るのである。「左傳癖」を以て自認していた杜預が、圖一「宋室系圖」と圖二「司馬氏系圖」の類似性を見逃すはずはない。杜預は『春秋左氏傳』を論據に、兄弟相續を正當化し、司馬攸を武帝の皇太弟とするための論理を有していたのである。

しかし、杜預が晩年に著した『春秋左氏經傳集解』は、隱公傳三年の當該條では、字句の訓詁を述べるに止まる。杜預の新たなる春秋解釋を集成した『春秋釋例』にも、兄弟相續に關する義例は立てられていない。<sup>(四)</sup> 杜預の晩年は、兄弟相續の正當性を聲高に主張できる状況には無かつたのである。

羊祜の遺託を受けた杜預は、鎮南大將軍・都督荊州諸軍事を拜命して襄陽に出鎮した。孫吳の討伐は杜預が受け継いだのである。杜預は、益州刺史の王濬の上疏と時をあわせ、咸寧五(二七九)年に上奏して、討吳の裁可を仰いだ。しかし、賈充はこれに反対する。杜預は、一ヶ月後、再度上奏した。たまたま武帝と棊を圍んでいた張華は、<sup>(五)</sup>

陛下は聖明神武、朝野は清晏、國富み兵強く、號令一の如し。吳主は荒淫驕虐、賢明を誅殺す。當に今之を討つべし、勞せずして定む可し。

と述べ、これを容れて武帝は征吳の斷を下したという。<sup>(六)</sup> しかし、それでもなお賈充は、反対を續けていた。これに對し

て武帝は、逆に賈充を使持節・假黃鉞・大都督、つまり討吳の總司令に任命し、

君行かざれば、吾便ち自ら出でん。

との強い意志を示して、討吳を敢行させたのである（『晉書』卷四十 賈充傳）。

賈充が反対を續けたことについて、注（一八）所掲安田論文は、司馬攸の服喪中に討吳が行われ、武帝の權力が絶対化することを防ぐために、賈充は反対をした、と推論する。司馬攸の養母である弘訓太后羊氏（景帝羊皇后）は、咸寧四（二七八）年六月に崩御していたのである。その際賈充は、王恂の「攸は齊國王に過ぎないので、景帝羊皇后と諡されている養母とは、國統上、親一子關係は認められず、喪には服し得ない」とする議論を抑え、司馬攸が三年喪に服することを武帝に裁可させている（『晉書』卷四十 賈充傳）。その間に、賈充は討吳を行わせたくなかつた、と安田は説くのである。

しかし、その三年喪は、諒闇心喪の制に基づくものであった。注（一八）所掲安田論文も認めるように、司馬攸は司空・太子太傅の官を去ってはおらず、政治的發言力を失ってはいなかつたのである。そもそも司馬攸が、禮學上、政治に關與できないのであれば、杜預がこの時點での討吳を求める必要性は低くなる。司馬攸の帝位繼承を望んだ羊祜、およびその後繼者である杜預は、司馬攸に司馬昭に匹敵する功績を擧げさせたかった。司馬昭が弟でありながら兄の地位を繼承し、それを安泰なものと成し得たのは、蜀漢を滅ぼすという大功を擧げたからであった（『晉書』卷二 文帝紀）。孫吳を滅ぼし、中國を統一することは、それ以上の輝かしい功績となる。司馬攸が總司令となり討吳を成し遂げれば、帝位繼承は近づく。それが羊祜—杜預の宿願であった。

一方、それを武帝が親征で行うことは、洛陽に不慧の皇太子衷と群臣の支持を受けた帝弟の攸とを殘すことになるため、武帝にとつて不安が大きすぎた。咸寧二（二七八）年に、武帝が劇疫に罹患し危篤となつた折、群臣は帝沒後の期

待を司馬攸に寄せ、賈充までもがその流れを止めなかつたのである（『晉書』卷四十 賈充傳）。軍旅において萬が一のことがあれば、首都が動搖しかねない。かと言つて、臣下を派遣することの危険性もまた大きい。滅蜀の功臣である鍾會は、叛亂を企て誅殺されているのである。<sup>(15)</sup>討吳軍の總司令は、武帝の近親者、つまり攸・衷の舅である賈充でなければ司馬攸となる。杜預はそれを期待したであろう。

杜預は、諒闇心喪の制により、政治的活躍の場を残している司馬攸を討吳の總司令に戴き、羊祜子飼いの王濬と自分が實効部隊として孫吳を滅ぼす。武帝に討吳を決斷させた張華をも合わせて、次代の皇帝司馬攸の下で政權を掌握する。武帝の下で專權を揮う賈充を出し抜こうとする杜預のこうした意圖を理解するからこそ、賈充は討吳に反対した。意に反して總司令となり、武昌を制壓して孫吳を追い詰めた時點に及んでも、孫吳を滅ぼすことは不可能なので、撤兵したのち張華の責任を問うて斬るべきである、との上奏までして（『晉書』卷四十 賈充傳）、賈充が討吳に反対を續けた理由はここにあろう。

それでは賈充は、この問題をどう考えていたのであろうか。前述したように、賈充は司馬攸に三年喪を押しつけながら、その三年喪の間に討吳を行うことには反対していた。實は諒闇心喪の制により、經學上、司馬攸は討吳に赴けるのであるが、賈充が自らの總司令の役割を司馬攸に譲つたという記録はない。賈充は、兄の武帝と同等の「孝」を天下に示すために、司馬攸に實質的な三年喪を行わせたかったのであろう。賈充は、杜預の持つような帝弟が帝位を繼ぐための經學の論理を持たない。司馬攸に帝位を繼承させるためには、兄と同様の三年喪を諒闇心喪の制とは關わりなく行わせる必要を感じていたのではないか。その間、政敵の杜預から討吳の實權を剥奪し、喪を終えた司馬攸の下、自らも討吳に參加して、司馬昭と同等以上の功績を擧げた攸を帝位に就け、輔政の地位を維持していく。そうした賈充の構想を崩壊させる杜預の上奏を武帝は裁可した。なぜか。

武帝が目指したことは、一貫して皇太子衷への帝位の繼承であった。ゆえに司馬攸—杜預による討吳も、司馬攸—賈充による討吳も、ともに防がなければならなかつた。武帝の結論は、賈充—杜預による討吳の實行であった。攸と衷の舅である賈充だけが、司馬攸以外では討吳の總司令となるに相應しい資格を持つ。總司令となることを拒否する賈充に、「君行かざれば、吾便ち自ら出でん」と述べたのは、司馬攸の總司令はあり得ないという武帝の強い意志表示であつた。反対していた賈充を行かせることにより、唯一無二の公權力である自分の地位の高みを示したのである。

賈充を總司令としたもう一つの理由は、攸に嫁いだ荎の母である李婉を賈充が疎んじ、衷に嫁いだ賈南風の母である郭槐を賈充が尊重していたことにある（注（二〇）小池論文）。衷の舅としての比重が強い賈充に討吳の大功を挙げさせることにより、衷を保護させる。攸の後繼を目指す羊祜系列の杜預に全權をまかせる可能性はなかつたのである。

かかる武帝の方針の現れが、討吳後の褒賞の偏在である。總司令でありながら、討吳の途中でそれを投げ出そうとした賈充が罪を請うても、武帝はその節鉄を解いただけで討吳の論功に賈充を與からせた。一方で、討吳の實を挙げた王濬は輔國大將軍を拜したが王渾との隙により隱忍自重を餘儀なくされ、張華もまた持節・都督幽州諸軍事として外鎮に放出された。武帝にとつては討吳による中國統一は成し遂げて當然のこと、より關心があつたのは、討吳の功績を攸ではなく、衷の舅である賈充が擧げることにより、衷の後嗣が確實となることであつた。賈充はそれに功績があつたのである。

武帝は斷固として、皇太子衷の後繼を守ろうとしたのである。衷の保護者であり、かつ攸の保護者としての側面も持つていた賈充が、太康三（二八二）年の四月に病死すると、十二月、武帝は朝臣の意向を無視して、いやがる司馬攸を強引に歸藩させ、皇太子衷の後繼を確定した。國家權力強化を目指した貴族層の賢弟攸擁立の動きを封殺し、自己および衷の皇帝權力の強化を目指した武帝のこうした姿に、貴族制を切り崩そうとする皇帝權力の典型を見る事ができる。

杜預は晩年、貴要に贈賄して保身の日々を送ったという（『晉書』卷三十四 杜預傳）。攸の擁立に失敗した過失は、討吳の大功を覆うに十分過ぎるものだったのだ。

### おわりに

杜預が『春秋左氏傳』の解釋より導いた禮説である諒闇心喪の説は、西晉武帝の實質的な心喪三年を經學により正統化したものであった。これまで、漢の文帝の遺詔に依據する權制として行われてきた短喪を理論化することにより、現實と經義との乖離を埋めたのである。また、杜預は、諒闇心喪の説を適用することで、司馬攸の政治的發言力を守り、その討吳の機會を失わせないように盡力した。さらに、杜預は、『春秋左氏傳』により皇弟司馬攸を次期皇帝にする論理をも有していたが、武帝の君主權力確立への強い意志を端的に示す皇太子衷を後繼者とする路線を變更することはできなかつた。貴族が形成する輿論を切り崩す君主權力の嚴存により、杜預たちが望んだ司馬攸の帝位繼承は實現しなかつたのである。

### 注

- (一) 竊以爲、杜解之乖義者大端有四。長歷非歷也。……論喪短喪也。……釋軍制則車法徒法不分。釋田賦則丘賦甸賦莫辨（『左傳杜注辨證』自序）。
- (二) 藤川正數「諒闇心喪の制について」（『魏晉時代における喪服禮の研究』敬文社、一九六〇年）。
- (三) 其令天下吏民。令到出臨三日、皆釋服。……殿中當臨者、皆以旦夕各十五舉音、禮畢罷。非旦夕臨時、禁無得擅哭。以下、服大紅十五日、小紅十四日、纖七日、釋服（『漢書』卷四 文帝紀）。

(四) 渡邊義浩「儒教に見る形と心——喪服と孝心」(『大東文化大學創立八十周年記念學術シンポジウム 中國における形と心』大東文化大學、二〇〇四年)。

(五) 國制既葬而除、既除而祔。爰自漢魏迄于聖晉(『晉書』卷六十 李玄傳)。

(六) 魯迅「魏晉風度及文章與藥及酒之關係」(『現代青年』一七三、一七八、一九二七年)。司馬光『資治通鑑』卷七十九 晉世祖武皇帝 泰始二年の條。

(七) 安田二郎「西晉武帝好色放」(『東北大學 東洋史論集』七、一九九八年、『六朝政治史の研究』京都大學學術出版會、二〇〇三年に所收)。

(八) 過禮については、宮崎市定「漢末風俗」(『日本諸學振興委員會研究報告』特輯四、歴史學、一九四二年、『宮崎市定全集』三卷、岩波書店、一九九一年に所收)、神矢法子「後漢時代における『過禮』をめぐって——所謂『後漢末風俗』再考の試みとして」(『九州大學 東洋史論集』七、一九七九年)を参照。

(九) 武帝の父である司馬昭が、皇帝を殺害した正當性を「孝」に求めたことについては、渡邊義浩「九品中正制度における『孝』」(『大東文化大學 漢學會誌』四一、二〇〇二年、『三國政權の構造と「名士」』汲古書院、二〇〇四年に所收)を参照。

(一〇)『世說新語』任誕第二十三に、「阮籍母の喪に遭ひ、晉の文王〔司馬昭〕の坐に在りて酒肉を進む。司隸の何曾も亦坐に在りて曰く、『明公方に孝を以て天下を治む。而るに阮籍は重喪を以て、顯かに公の坐に於て酒を飲み肉を食らふ。宜しく之を海外に流し、以て風教を正すべし』と。文王曰く、『嗣宗毀頓すること此の如し。君共に之を憂ふる能はざるは、何の謂ぞ。且つ疾有りて酒を飲み肉を食らふは、固より喪禮なり』と。籍飲噉して輟めず、神色自若たり」とある何曾の言の如く、武帝の父である司馬昭は儒教、就中「孝」を規範の中核に据えて國政を運用しようとしていた。ゆえに、これに反発する阮籍は、あえて「不孝」を貫くことで抵抗の姿勢を示そうとしたのである。渡邊義浩「呻吟する魂 阮籍」(『中華世界の歴史的展開』汲古書院、二〇〇一年、『三國政權の構造と「名士」』前掲に所收)を参照。

(一一) 文帝見其不可久行、而不知古典、更以意制祥禪(『通典』卷八十 囂禮)。

(一二)「左傳癖」を自認する杜預が、西晉の正統性を搖るがす君主殺害を左傳を使って正當化していく過程については、渡邊義浩「杜預の『左傳癖』と西晉の正統性」(『六朝學術學會報』六に掲載豫定)を参照。

(一三) 秋八月戊寅、王穆后崩。……(十一月)既葬除喪、以文伯宴。……(叔向曰)非禮。……三年之喪、雖貴遂服、禮也(『春秋左氏傳』昭公 傳十五年)。

(一四) 天子・諸侯除喪、當在卒哭。今王既葬而除。故譏其不遂 (『春秋左氏經傳集解』卷二十三)。

(一五) 『後漢書』列傳二十九 劉般傳附劉愷傳。藤川正數「大臣奪服の制について」(『漢代における禮學の研究』増訂版、風間書房、一九八五年) を參照。

(一六) ……至周公旦、乃稱殷之高宗諒闇三年不言。其傳曰、諒信也、闇默也。……周景王有后・世子之喪。既葬除喪而樂。晉叔嚮譏之曰、三年之喪、雖貴遂服、禮也。王雖弗遂、宴樂已早、亦非禮也。此皆天子喪事見於古文者也。稱高宗不云服喪三年、而云諒闇三年、此釋服心喪之文也。譏景王不譏其除喪、而譏其宴樂已早。明既葬應除、而違諒闇之節也。……況皇太子配貳至尊、與國爲體。固宜遠遵古禮、近同時制、屈除以寬諸下、協一代之成典。……臣等以爲、皇太子宜如前奏、除服諒闇制 (『晉書』卷二十 禮志 中)。

(一七) 杜預が經說の中で、漢の正統性を支えていた孔子ではなく、周公旦の言動を自説の據り所にすることについては、注(二二) 所掲渡邊論文を參照。

(一八) この間の事情を、司馬昭が司馬攸をダミーの後繼者とすることにより、家臣團の司馬炎への忠誠心を確認した、と説明するものに、安田一郎「西晉初期政治史試論——齊王攸問題と賈充の伐吳反対を中心に」(『東北大學 東洋史論集』六、一九九五年、『六朝政治史の研究』前掲に所収) がある。

(一九) 小池直子「賈充出鎮——西晉・泰始年間の派閥抗争に關する一試論」(『集刊東洋學』八五、二〇〇一年)。

(二〇) 小池直子「賈南風婚姻」(『名古屋大學 東洋史研究報告』二七、二〇〇三年)。

(二一) ちなみに漢儒でありながら、荀悅は兄弟相續を肯定する。荀悅の仕えていた獻帝が兄の少帝から帝位を繼承しているためであろう。今文・古文經説の對立としてこの問題を捉えるものに、藤川正數「人の後たる者の禮について」(『漢代における禮學の研究』前掲) がある。

(二二) 莊公馮弑與夷。故君子大居正。宋之禍、宣公爲之也 (『春秋公羊傳』隱公三年)。

(二三) 八月庚辰、宋穆公卒、殤公卽位。君子曰、宋宣公可謂知人矣。立穆公、其子饗之、命以義夫。商頌曰、殷受命咸宜。百祿是荷、其是之謂乎 (『春秋左氏傳』隱公 傳三年)。

(二四) 『春秋釋例』については、義例の内容を吟味した葉政欣『杜預及其春秋左氏學』(文津出版社、一九八九年) がある。なお、杜預の經學については、加賀榮治『中國古典解釋史』魏晉篇(勁草書房、一九六四年)、鎌田正『左傳の成立と其の展開』(大修館書店、一九六三年) のほか、程元敏『春秋左氏經傳集解序疏證』(臺灣學生書局、一九九一年) もある。

(二五) 陛下聖明神武、朝野清晏、國富兵強、號令如一。吳主荒淫驕虐、誅殺賢明。當今討之、可不勞而定（『晉書』卷三十四 杜預傳）。

(二六) 吳を征服する際の西晉の派閥抗争を巴蜀人士を中心に描いたものに、中林史朗「西晉初期政治史の一斷面—征吳問題と巴蜀人士」（『北京外國語大學 大東文化大學 交流協定十周年記念論文集』北京外國語大學 大東文化大學、一九九〇年）がある。

(二七) 君不行、吾使自出（『晉書』卷四十 賈充傳）。

(二八) 大上正美「鍾會論」（『青山學院大學 文學部紀要』三〇、一九八九年、『阮籍・嵇康の文學』創文社、一〇〇〇年に所收）は、

蜀を平定しながら司馬昭に叛亂を起こした鍾會の悲劇を内面の悲しみから追究した論考である。

(二九) 張華は、羊祜の討吳策に早くから賛成し、武帝により羊祜の病床に討吳の策を尋ねに行っている（『晉書』卷三十六 張華傳、卷三十四 羊祜傳）。杜預・王濬と同じく、羊祜の派閥に属する貴族と考えてよい。

(三〇) 西晉時代における國家権力と皇帝権力との辨別については、渡邊義浩「封建の復權—西晉における諸王の封建に向けて」（『早稻田大學大學院 文學研究科紀要』五〇に掲載豫定）を参照。